

# 教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

公 告 博物館の登録の変更 ..... 社会教育・文化財保護室 1頁

公 告

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項及び三重県博物館登録規則（昭和27年三重県教育委員会規則第59号）第6条第2項の規定により、次のとおり財団法人岡田文化財団の三重県博物館登録原簿を変更します。  
平成23年10月17日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

1 変更事項

設置者の名称 変更前 財団法人岡田文化財団  
変更後 公益財団法人岡田文化財団

変更の理由 平成23年3月22日付け三重県知事の公益財団法人への移行認定とそれに基づく移行登記

2 変更期日 平成23年10月3日

発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社